

独立行政法人農林漁業信用基金の
達成すべき業務運営に関する目標
(第1期中期目標)

平成15年10月1日制定指示
平成18年3月30日変更指示

独立行政法人農林漁業信用基金中期目標

第1 中期目標の期間

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の中期目標の期間は、平成15年10月1日から平成20年3月31日までの4年6ヶ月間とする。

第2 業務運営の効率化に関する事項

信用基金は、農林漁業金融政策の一環として、農業・漁業の信用基金協会（以下「基金協会」という。）が行う債務の保証についての保険、林業者等の融資機関からの借入に係る債務の保証等を行うことにより、農林漁業者の信用力を補完し、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にして農林漁業の健全な発展に資することを目的とするものである。

また、自然災害や不慮の事故による損失を補填することにより農漁業経営の安定に資する災害補償制度の一環として、共済団体等に対して共済金等の支払に必要な資金の貸付けを行っている。

信用基金がその役割を的確に果たすには、多岐にわたる業務を一体的に運営し、一つの法人として、効率的な業務運営体制を確立することが必要不可欠である。このことは、第4で定める信用基金の財務内容の改善にも資するものである。

このため、信用基金は、以下の点を踏まえて業務運営を行うものとする。

1 事業費の削減・効率化

事業費（農業・漁業災害補償に係る貸付事業を除く。）については、中期目標の期間中に、平成14年度比で5%以上削減する。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生等外的要因により影響を受けることについて配慮する。

2 業務運営体制の効率化

4分野（農業・林業・漁業・農業災害補償）に分かれている事務所を統合するとともに、前倒しで独立行政法人化時点で定員削減を行うほか、その効果を踏まえた組織体制・人員配置を見直し、人員の削減を行う。

また、職員の能力の向上を図るため、各種研修を効果的に実施する。

3 経費支出の抑制

一般管理費について、中期目標の期間中に、平成14年度比で13%以上抑制する。

なお、人件費（退職給付引当金繰入及び社会保険料負担金を除く。また、人事院勧告を踏まえた改定部分を除く。）については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降5年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。

4 内部監査の充実

業務の適正化を図るため、信用基金の各業務を横断的に監査する内部監査体制を充実・強化する。

5 評価・点検の実施

保証保険等に係る評価手法について、総務省「政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価書」等を踏まえつつ検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを順次導入する。

6 情報処理システムの効率的な開発・運用

各部門共通の会計システムを開発し、経理処理の迅速化・効率化を図るとともに、業務運営の効率化に必要な情報処理システムの開発・改良を行う。この場合、システムの設計の段階から投資の合理化・効率化に配慮し、システム開発費・運用経費を適切なものとする。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

信用基金は、利用者のニーズに的確に対応した質の高いサービスを提供するため、国民一般の理解が得られるよう留意しつつ、以下の点を踏まえて業務運営を行うものとする。

1 事務処理の迅速化

利用者の手続面での負担の軽減を図るため、

保険引受審査・保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、利用者の利便性の向上に資する観点から、標準処理期間を設け、その期間内に案件の8割以上を処理する。

基金協会等関係機関との間で、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有、意見調整を着実に行う
専決権限の弾力化を行う
等により、業務処理の迅速化を図る。

2 利用者に対する積極的な情報提供及び利用者の意見の反映

ホームページでの情報提供を行うこと等により、利用者に対して業務の紹介を分かりやすく行う。ホームページで提供する情報については、更新に要する期間を1週間以内とし、情報提供の迅速化を図る。

また、利用者の意見を定期的に聴取し、これを業務運営に反映させる。

3 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定

保険料率・保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。

また、貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。

第4 財務内容の改善に関する事項

信用基金が行う業務は、我が国農林漁業の健全な発展を図るという政策的な見地から、継続的に実施されることが必要な業務であるため、健全な財務内容の確保が必要不可欠である。

このため、信用基金は、以下の点を踏まえて業務運営を行うものとする。

1 業務収支の均衡

適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定のほか、次の から の定めるところにより、業務収支の均衡（経常損益ベース）を達成する。

中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件については、信用基金が保証契約の当事者となる林業信用保証業務においては、引受審査能力の向上等によりその代位弁済率を2.98%以下とし、また、基金協会の代位弁済が保険事故となる農業信用保険業務及び漁業信用保険業務においては、基金協会の引受審査能力の向上に資する連携強化等により、農業信用保険業務にあってはその事故率を0.13%以下、漁業信用保険業務にあってはその事故率を1.15%以下とする。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生等外的要因により影響を受けること

について配慮する。

基金協会、債権回収業者（サービサー）等との連携等による求償権の管理・回収を強化し、回収実績を向上させるとともに、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。

共済団体等に対する貸付けについては、引き続き適正な審査を行うとともに、その回収については、確実に徴収するものとする。

2 責任準備金の計上

保証・保険に係る業務については、適切な責任準備金の計上を行う。

第5 その他業務運営に関する重要事項

長期借入金の条件

独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）第17条第1項（漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第196条の11第1項又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第7条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。